

平成27年度 事務事業評価に関する建議書

平成27年12月

相模原市経営評価委員会

はじめに

相模原市における事務事業評価は、平成14年度に実施して以降、事務事業の効果を評価し、積極的に事務事業の見直しを行うことにより、真に行政が実施すべき分野に資源を集中し、より効率的な行政運営を行うことを目的として、「必要性」、「有効性」、「効率性」などを視点に総合的な評価を行っており、相模原市経営評価委員会は、第三者の視点から評価を行ってきた。

本年度以降の評価については、これまでの事務事業評価の実績を踏まえ、新たな試みとして、「必要性」、「有効性」、「効率性」の視点ごとに評価の深度化を図るため、評価年度ごとの視点によりテーマを設けて評価を実施するものである。

本年度は、「効率性」の視点から「相模原市PPP（公民連携）活用指針（平成26年12月策定）」に基づく取組の「事業実施手法の見直し」と連携した評価として、必要性、有効性については、局区の判断を確認した上で、民間のノウハウや創意工夫を活用した事業の効率的な実施方法について評価したものであり、対象事業の評価のみならず、他の事業に水平展開していくための判断基準としていただくものである。

評価結果及び全体意見については、評価対象事業等への反映はもとより、今後の相模原市におけるPPP（公民連携）を推進していく中での考え方の一つとしていただきたい。

平成27年12月

相模原市経営評価委員会

委員長 山口 由紀子

目 次

| | | |
|----|--------------------|----|
| 1 | 事務事業評価の実施方法について | 1 |
| 2 | 2次評価の評価方法について | 2 |
| 3 | 2次評価結果 | 5 |
| 4 | 全体意見 | 9 |
| 5 | 相模原市経営評価委員会の概要について | 11 |
| 別紙 | 事務事業評価実施要領 | 12 |

1 事務事業評価の実施方法について

評価の実施に当たっては、市が作成した「事務事業評価実施要領」(別紙)に基づき行った。実施要領の概要は次のとおりである。

「事務事業評価実施要領」の概要

1 目的

事務事業の効果を評価・検証し、積極的に事務事業の見直しを行い、真に行政が実施すべき分野に資源を集中し、より効率的な行政運営に努めてきた。

今後も限られた資源と資産を有効活用し、将来にわたって持続可能な都市経営に取り組むため、市政運営や行政改革の状況に応じた事務事業評価を実施する。

2 事務事業評価の視点

より効率的かつ効果的な評価を実施するため、必要性、有効性、効率性などの視点による評価年度ごとのテーマを設けて、事務事業評価を実施する。

3 平成27年度の評価の視点及び評価対象事業の選定

効率性を視点として、事業実施手法の評価を実施するものとし、「相模原市PPP(公民連携)活用指針に基づく事業実施手法の見直し」と連携した評価を実施する。

この見直しの選定基準に該当する事業の中から他の事業に水平展開が可能な事業を抽出する。

5 評価の進め方

(1) 事務事業評価シートの作成

事業所管課は、事務事業評価シートを作成する。

(2) 1次評価

局区内評価会議が事業の効率化についての評価を行う。

(3) 2次評価(外部評価)

1次評価の結果を受けて、市の付属機関である相模原市経営評価委員会が2次評価を実施する。

(4) 対応方針の決定

各局区長等は、経営評価委員会の2次評価に対する対応方針を作成し、経営評価委員会に報告する。

6 評価結果の反映

対応方針に基づき、具体的な事業を構築し、その効果を検証して、事業実施手法を変更する。

7 公表

評価結果及び対応方針を、ホームページで公表する。

2 2次評価の評価方法について

1 評価の対象

評価対象事業は、「相模原市PPP（公民連携）活用指針に基づく事業実施手法の見直し」の選定基準に該当する事業の中から事業の種類を業務内容で分類し、評価結果の他の事業への水平的な展開を考慮して選定した。

2 評価の視点及び区分

1次評価と同様に「市民満足度の向上」、「経費の削減と事務の効率化」、「高度な知識・技術の活用」、「地域の活性化」及び「協働の推進」の視点で事業を検証し、「見直し」、「現状を継続」の区分で評価を行った。

具体的な視点及び区分の内容は次のとおり。

評価の視点

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|---|
| 市民満足度の向上 | 民間等を活用することにより、頻度の増加、待ち時間の短縮、案内の充実等や新たな価値の創出が期待できる。 |
| 経費の削減と事務の効率化 | 事業費に人件費を含めたトータルコストにおいて、削減することが期待できる。 職員が担う事務の削減、軽減に期待できる。 |
| 高度な知識・技術の活用 | 民間等が有するノウハウや専門知識・技術などの活用によりサービスの向上が期待できる。若しくは、民間等が実施しても同等以上の成果が期待できる。 |
| 地域の活性化 | 民間等の事業機会の創出、雇用の創出や市内企業の発展等が期待できる。 |
| 協働の推進 | 市民、産業、大学及び行政等の連携、協働の推進が期待できる。 |

評価の区分

| 区 分 | | 内 容 |
|-----|----------|---|
| 見直し | P F I | 民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、施設の設計、工事、管理・運営を民間に委ねる手法 |
| | 指定管理者制度 | 公の施設の管理に関する権限を委任して、維持管理・運営を民間に委ねる手法 |
| | 民間委託 | 事務や業務に必要な監督権限を有したまま、市の指示より民間に委ねる手法 |
| | 民間委託（包括） | 同種の業務や一連の業務を一括で契約する手法。 また、実施時期や方法についても民間に委ねる手法 |
| | 労働者派遣 | 市の指揮命令により、民間等の労働者を市の業務に従事させる手法 |
| | その他 | 規制緩和や市民協働、財産貸付などの民間が主体となり実施する手法 |
| | 現状を継続 | 現行の事業実施手法により、事業を継続 |

3 経過

経営評価委員会（平成27年5月21日（木））

- ・事務事業評価の実施方法について

平成27年度以降の評価方法及び本年度の視点、テーマの検討を行った。

経営評価委員会（平成27年10月23日（金））

- ・事務事業評価について

事務事業評価の方法や本年度の視点、テーマなどの説明を行った。

経営評価委員会（平成27年11月5日（木））

- ・ヒアリングの実施（4事業）

| NO | 事業名 | 所管課 |
|----|------------------|---------|
| 1 | 国民健康保険 資格窓口等業務 | 国民健康保険課 |
| 2 | 児童手当業務 | こども青少年課 |
| 3 | ケアプラン点検 | 介護保険課 |
| 4 | 橋本台リサイクルスクエア運営事業 | 資源循環推進課 |

経営評価委員会（平成27年11月19日（木））

- ・ヒアリングの実施（4事業）

| NO | 事業名 | 所管課 |
|----|------------------------|-----------|
| 1 | 高度処理型浄化槽維持管理業務 | 津久井下水道施設課 |
| 2 | 藤野駅周辺駐車場事業 | 津久井土木事務所 |
| 3 | 深堀ポンプ場ほか5施設維持管理委託 | 下水道施設課 |
| 4 | 史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館の管理・運営 | 文化財保護課 |

経営評価委員会（平成27年12月4日（金））

- ・建議書（案）について

各委員の意見を基に、委員会としての評価を取りまとめ、評価結果及び評価理由等を決定した。また、事業実施手法を見直すことによる民間活力を活用する意義等について、全体意見として取りまとめた。

3 2次評価結果

| | | | |
|-------|---|-----|---------|
| 事業番号 | 1 | 所管課 | 国民健康保険課 |
| 事業名 | 国民健康保険 資格窓口等業務 | | |
| 1次評価 | 1次評価の理由 | | |
| 現状を継続 | <p>国民健康保険事業については、マイナンバー（H28.1月・H29.7月）や保険者の都道府県単位化（H30.4月）など、大きな制度変更が予定されており、それに伴い、業務内容が大きく変わることが見込まれていることから、現時点では事業の将来像が見通せない。</p> <p>窓口業務に関しても、窓口で行う手続きや説明、窓口に来る人数、窓口での所要時間などが現状と大幅に変わる可能性があり、不確定要素が多いことから、現時点において業務の委託化等の検討を行うことは困難であるため、当面の間は非常勤職員の増員等により、対応を図っていく。</p> | | |
| 2次評価 | 2次評価の理由及び意見 | | |
| 現状を継続 | <p>マイナンバー制度の導入や保険者の都道府県単位化などの制度改正が予定され、業務内容が大きく変わることが見込まれる中では、当面の間の評価として、「現状を継続」とする。</p> <p>ただし、平成30年度以降に、市民サービスの向上、事務の効率化や経費の削減の観点から民間委託等への移行を検討していただきたい。</p> <p>また、検討の際には、本課以外の窓口との業務分担のあり方、業務の実施体制についても、検討いただきたい。</p> | | |

| | | | |
|------|---|-----|---------|
| 事業番号 | 2 | 所管課 | こども青少年課 |
| 事業名 | 児童手当業務 | | |
| 1次評価 | 1次評価の理由 | | |
| 見直し | <p>当該業務は、処理サイクルが定期的であることや、受給者数の実績などから、概ねの業務量を見込むことができる。また、業務内容についても、一定の基礎知識は要求されるが、審査基準等が明確であることから、制度を理解することにより、業務フローなどの体制も確立し易い。以上のことから、民間委託が適切であると考えられる。</p> | | |
| 2次評価 | 2次評価の理由及び意見 | | |
| 見直し | <p>本業務は、一定の基礎知識は要求されるが、審査基準等が明確であり、業務フローなどの体制が確立しやすい。各種の審査業務を担う民間業者も参入しており、業務のコストダウンが見込まれることから、「見直し」と評価する。</p> <p>民間委託する際には、マニュアルの整備や更新、研修の実施、個人情報の厳重な取扱などの留意事項を明確にするとともに、プロポーザル方式などにより、市民サービスの向上や経費削減に対する提案を求めることが適切であると考えられる。</p> <p>また、見直しの際には、部局間を越えた業務の包括化についても検討していただきたい。</p> | | |

| | | | |
|-------|---|-----|-------|
| 事業番号 | 3 | 所管課 | 介護保険課 |
| 事業名 | ケアプラン点検 | | |
| 1次評価 | 1次評価の理由 | | |
| 現状を継続 | <p>今後、給付適正化事業全体へ波及・展開させていくためには、早期に当該事業に着手し実績を積む必要がある。また、質が高く、効率的な点検業務を行うためには介護支援専門員の有資格者が業務にあたることが望ましい。以上のことから、介護支援専門員資格を持つ非常勤職員の採用によるケアプランの点検が、当該事務事業の効率的・効果的な実施方法であると考えられるため。</p> | | |
| 2次評価 | 2次評価の理由及び意見 | | |
| 現状を継続 | <p>本業務は、給付適正化事業を全体へ波及・展開させていくためには、現時点では職員の指揮命令のもと非常勤職員のプランの点検が必要と考えられるため、制度が確立される当面の間は、「現状を継続」と評価する。</p> <p>ただし、事業費を単純計算すると1件あたりが約2.6万円であり、コストとして高いと感じられること、有資格者の確保は、民間委託の方が容易であると考えられること、ケアプランの点検の結果をサービスに反映することが市民サービスの向上につながることを考慮して、効果的な実施体制についても継続的に検討していただきたい。</p> <p>また、適正なサービス計画の立案を行うために、事業者においても並行して自己点検を進めていただきたい。</p> | | |

| | | | |
|------|--|-----|-----------|
| 事業番号 | 4 | 所管課 | 津久井下水道施設課 |
| 事業名 | 高度処理型浄化槽維持管理業務 | | |
| 1次評価 | 1次評価の理由 | | |
| 見直し | <p>年々増加する管理対象施設について、民間事業者の有する技術的ノウハウや専門知識等を活用することにより、効率的かつ効果的に維持管理が行えるとともに、トータルコストの削減や事務の軽減が見込まれることから、包括的な民間委託を導入することが適切である。</p> <p>しかしながら、地元企業の受注機会の確保や、清掃及び法定検査において業者が指定されていることによる競争性の担保の問題などの課題がある。</p> | | |
| 2次評価 | 2次評価の理由及び意見 | | |
| 見直し | <p>包括的な民間委託による事務量の軽減やコストの削減、保守点検からスピーディーな修繕対応等の効果があるとともに、民間事業者の成長を促すことも期待できるため、「見直し」と評価する。</p> <p>民間に委託する際は、包括的な民間委託のメリットが生かされるよう取り組むことが重要であるが、包括化による委託先の選択肢が狭まることの懸念を内包しているので、発注の競争性の確保が図られる仕組みを検討していただきたい。</p> | | |

| | | | |
|------|--|-----|----------|
| 事業番号 | 5 | 所管課 | 津久井土木事務所 |
| 事業名 | 藤野駅周辺駐車場事業 | | |
| 1次評価 | 1次評価の理由 | | |
| 見直し | <p>民間事業者の有する経営ノウハウやサービス提供能力等を活用することにより、効率的かつ効果的な管理賞が行えるとともに、トータルコストの削減や事務の軽減が見込まれることから、指定管理者制度を導入することが適切である。なお、駐車場の場所や規模などの面から、他施設とのグルーピングによる指定管理委託が望ましい。</p> | | |
| 2次評価 | 2次評価の理由及び意見 | | |
| 見直し | <p>他の施設で導入実績もあり、民間活力を導入できるため、「見直し」と評価する。民間活力を導入する際は、単独による指定管理者制度のみでなく、他施設とのグルーピングや貸付による民間経営などの手法を検討していただきたい。</p> <p>また、導入の際は、民間の創意工夫による駐車台数の増加や利用時間の拡充など市民サービスの向上を図っていただきたい。</p> | | |

| | | | |
|------|--|-----|--------|
| 事業番号 | 6 | 所管課 | 下水道施設課 |
| 事業名 | 深堀ポンプ場ほか5施設維持管理委託 | | |
| 1次評価 | 1次評価の理由 | | |
| 見直し | <p>今後、維持管理すべき下水道施設の増加が見込まれる中で、民間事業者の有する技術的ノウハウや専門的知識を活用することにより効率的かつ効果的に維持管理を行うことが必要である。深堀ポンプ場を拠点としてその他下水道施設を一体的に管理することにより、迅速な現場確認や対応が可能となるとともに、電気代や燃料代、修繕費の削減も期待できる。また、複数年契約により発注事務に係る市職員の人件費の削減や民間事業者における業務の効率化が図れる。このことから、包括的な民間委託を導入することが適切である。</p> | | |
| 2次評価 | 2次評価の理由及び意見 | | |
| 見直し | <p>包括的に民間委託することで、ポンプ場の運転管理や点検方法・頻度の工夫が可能となり、スピーディーな現場対応と経費削減の効果が期待できるため、「見直し」と評価し、早期に包括委託をすべきである。</p> <p>民間に委託する際は、包括的な民間委託のメリットが生かされるよう取り組むことが重要であるが、包括化による委託先の選択肢が狭まることの懸念を内包しているので、発注の競争性の確保が図られる仕組みを検討していただきたい。</p> | | |

| | | | |
|-------|--|-----|---------|
| 事業番号 | 7 | 所管課 | 資源循環推進課 |
| 事業名 | 橋本台リサイクルスクエア運営事業 | | |
| 1次評価 | 1次評価の理由 | | |
| 現状を継続 | <p>当該事業については、施設の維持管理に係る機械警備等の業務や事業実施に係る一部業務としてリユース家具の清掃業務をシルバー人材センターに委託するなど、既に委託で実施している。その他業務については、他の清掃関連施設との連絡調整や資源受入業務ではその場で排出指導等を実施する必要があることから、直営による運営が効率的であり、現行の手法により実施することが適している。</p> | | |
| 2次評価 | 2次評価の理由及び意見 | | |
| 現状を継続 | <p>民間委託が可能な業務は導入しており、資源受入れ業務における廃棄物の排出指導に関する課題や他の施設との調整などは、直接判断し、処理することが必要なため、「現状を継続」と評価する。</p> <p>直営業務については、委託化の可能性を研究するとともに、リサイクルについては、既存の民間業者の活用も検討していただきたい。</p> | | |

| | | | |
|-------|--|-----|--------|
| 事業番号 | 8 | 所管課 | 文化財保護課 |
| 事業名 | 史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館の管理・運営 | | |
| 1次評価 | 1次評価の理由 | | |
| 現状を継続 | <p>国の指定史跡として管理団体指定されている本市の責務を明確に果たすため、引き続き史跡ガイダンスを始め関連情報の発信普及に努める。また、現在は非常勤特別職の活用や市民ボランティア等との市民協働により、少ない経費で効果的な事業となるよう努めている。</p> | | |
| 2次評価 | 2次評価の理由及び意見 | | |
| 現状を継続 | <p>現状の来館者数では、包括的な民間委託によるコスト増も考えられ、来館者のガイド等は、専門性を要し、非常勤の専門職及び市民ボランティアの市民協働による事業を実施しているため、「現状を継続」と評価する。</p> <p>ただし、事業目的を達成するためには、施設の認知度を向上する必要があり、企画立案や情報発信などにおいて、民間と連携したノウハウ等の活用を検討していただきたい。</p> <p>また、史跡を維持し、啓発することの必要性は理解するが、施設の活用、運営の在り方についても検討していただきたい。</p> | | |

4 全体意見

1 効果的な公民連携

平成27年度の事務事業評価は、効率性の視点で、市が取り組んでいる「相模原市PPP（公民連携）活用指針に基づく事業実施手法の見直し」の対象事業の中から評価事業を選定し、業務の外部化や既存委託業務の発注方法の見直しなどの視点で評価した。

民間活力を活用した事業実施手法の見直しの意義は、経費の節減や事務作業の軽減などの行政側の視点だけでなく、民間の創意工夫が発揮される公民連携によるサービス水準の向上に重点を置くべきと考える。

窓口や審査等の定型的な業務は、委託により行政運営の効率化が図られるものと考えられ、いくつかの窓口業務を包括的に委託化することにより、窓口のワンストップ化や待ち時間の短縮などのサービスの向上に繋がるとともに、業務の繁忙、閑散などにも対応した効率的な運営が図られ、個別に業務を委託するより、経費の削減効果も期待できる。

また、現場作業や施設の維持管理運営についても、個々に業務委託を行っているものを包括的に扱うことで、民間の工夫が活かされ迅速な修繕や清掃への対応等のサービス水準の向上を図ることができ、事務処理の効率化やスケールメリットによる経費の削減に繋がっていく。

このため、今後、事業実施手法を見直す際は、単体業務や所管部署ごとではなく、横断的、総合的、包括的に検討し、業務の括り方を工夫した事業を構築するとともに、サービス水準の向上に向けた民間の創意工夫や競争性が担保される発注方法の検討をお願いしたい。

2 公民連携の担い手の育成

公民連携の担い手となり得る民間事業者は、地域における異なる事業者と連携が図れ、創意工夫により事業を仕立てられることが求められ、効果的な公民連携の手法を積極的に活用することにより担い手となる事業者を育成する視点も必要である。

公民連携による民間活力の活用は、地域経済の活性化に大きな影響をもたらすため、創意工夫が発揮できる地元企業の育成や公民連携の担い手の育成を視点とした発注方法の工夫、公民連携の情報発信などの事業者を支援することも検討していただきたい。

3 公民連携の積極的な活用

評価を通じ、改善に向けた取組意識に差があり、改善の考え方については、コスト削減に対する意識が強く感じられた。

取り組みを進める際には、市民目線によるサービス水準の向上を重視するとともに、効果的な公民連携を積極的に活用するために、公民連携を活用する職員の育成や民間から提案を受ける仕組みづくりなどの推進体制を検討していただきたい。

4 区役所機能の見直し

公民連携による事業実施手法の見直しを進めるには、市民サービスの向上を視点とした検討が重要であり、市民に身近なサービスを提供する区役所においても効率的な事業手法の見直しに合わせて、政令指定都市として市民が利用しやすい区役所機能の在り方についても検討していただきたい。

5 評価の水平展開について

実施要領に基づく評価の水平展開については、評価を反映する事業の選定基準及び評価の視点を設けるものとし、別途お示しする。

5 相模原市経営評価委員会の概要について

1 設置根拠

- ・ 附属機関の設置に関する条例
- ・ 相模原市経営評価委員会規則

2 所掌事務

- ・ さがみはら都市経営指針及び実行計画の進捗状況等の評価
- ・ その他都市経営に関する事項について意見を述べること

3 任期

平成27年7月15日から平成29年7月14日まで

4 委員名簿

| 職 | 氏名 | 選出区分 |
|------|-----------------------|----------------------|
| 委員長 | 山口 由紀子 (やまぐち ゆきこ) | 学識経験者 (相模女子大学教授) |
| | 川崎 一泰 (かわさき かずやす) | 学識経験者 (東洋大学教授) |
| | 出雲 明子 (いずも あきこ) | 学識経験者 (東海大学准教授) |
| | 霧生 卓 (きりゅう たかし) | 学識経験者 (公認会計士) |
| 副委員長 | 田所 昌訓 (たどころ まさのり) | 団体推薦 (相模原市自治会連合会) |
| | 清水 良則 (しみず よしのり) | 団体推薦 (相模原商工会議所) |
| | 櫻井 正友 (さくらい まさととも) | 公募 |
| | 澤野 光晴 (さわの みつはる) | 公募 |
| | 高橋 静子 (たかはし しずこ) | 公募 |
| | 水戸 隆 (みと たかし) | 公募 |

事務事業評価実施要領

1 目的

本市では、平成14年度に事務事業評価を実施して以降、事務事業の効果を評価・検証し、積極的に事務事業の見直しを行うことにより、徹底した歳出削減に努め、真に行政が実施すべき分野に資源を集中し、より効率的な行財政運営に努めてきた。

また、平成24年度から3年間で、総合計画の着実な推進に向けた効率的・効果的な事業展開を検証するため、総合計画の進行管理の施策を構成する主な事業に対し、事務事業評価を実施したところである。

今後も厳しい財政環境のもと、限られた資源と資産を有効活用し、将来にわたって持続可能な都市経営に取り組むため、市政運営や行政改革の状況に応じた事務事業評価を実施する。

2 事務事業評価の視点

平成27年度以降については、より効率的かつ効果的な評価を実施するため、市政運営や行政改革等の状況に応じて、必要性、有効性、効率性などの視点による評価年度ごとのテーマを設けて、事務事業評価を実施する。

【視点によるテーマの例】

- 必要性・・・ 行政の活動範囲や市の役割
- 有効性・・・ 利用状況や効果
- 効率性・・・ 事業手法や事業の仕組み

3 平成27年度の評価の視点

平成27年度については、効率性の視点として、事業実施手法の評価を実施するものとし、「相模原市PPP（公民連携）活用指針に基づく事業実施手法の見直し」と連携した評価を実施する。

【事業実施手法の見直し対象事業の選定基準】

- ア 窓口業務、書類の審査業務等で1人工以上の業務
- イ 補修や剪定などの一円費対応の業務で予算額が250万円を超えるもの
- ウ 指定管理者制度を導入していない施設の業務
- エ 研修、講習会やイベントの企画、講師等の依頼、開催準備、運営などを職員が直接実施しているもの

4 評価対象事業の選定方法

「相模原市PPP（公民連携）活用指針に基づく事業実施手法の見直し」の対象事業の選定基準に該当する事業の中から他の事業に水平展開が可能な事業を抽出する。

5 評価の進め方

(1) 事務事業評価シートの作成

事業所管課は、事務事業評価シート作成要領により作成する。

(2) 1次評価

1次評価は、局区内評価会議（局長、部長、総務室長で構成）が事業の効率化についての評価を行い、事務事業評価シートを経営監理課へ提出する。

(3) 2次評価（外部評価）

1次評価の結果を受けて、市の附属機関である相模原市経営評価委員会が、2次評価を実施する。その手順は次のとおり。

市は、事務事業評価シートを経営評価委員会に提出する。

経営評価委員会は、評価対象事業のヒアリングを実施する。

経営評価委員会は、事務事業評価シートやヒアリングの結果等により、2次評価を行う。

(4) 対応方針の決定

各局・区長等は、経営評価委員会の2次評価結果に対する対応方針を作成する。なお、対応方針については、経営評価委員会へ報告する。

6 評価結果の反映

対応方針に基づき、具体的な事業を構築し、その効果を検証して、効果のあるものについては、事業実施手法を変更する。

事業実施手法を変更したものは、局区内における平成28年度以降の予算編成や職員定数に反映させる。

また、局区内で対応できない場合は、平成29年度以降の予算編成や職員定数に反映させるため、後期実施計画及び都市経営指針実行計画への位置付けを検討する。

7 公表

評価結果及び対応方針を、ホームページで公表する。

8 評価結果の水平展開

(1) 対象事業の選定

経営評価委員会において、評価結果を水平展開できる事業を選定し、建議する。

(2) 対応方針の作成

経営評価委員会が選定した水平展開ができる事業の内、重要な事業は対応方針を作成し報告する。

9 評価の視点及び区分

相模原市PPP（公民連携）活用指針に基づく事務事業の評価として、次の視点により評価する。

また、評価にあたっては、事業を包括化することや事業を細分化し、その一部の手法を見直すことも検討する。

（１）評価の視点

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|---|
| 市民満足度の向上 | 民間等を活用することにより、頻度の増加、待ち時間の短縮、案内の充実等や新たな価値の創出が期待できる。 |
| 経費の削減と事務の効率化 | 事業費に人件費を含めたトータルコストにおいて、削減することが期待できる。 職員が担う事務の削減、軽減に期待できる。 |
| 高度な知識・技術の活用 | 民間等が有するノウハウや専門知識・技術などの活用によりサービスの向上が期待できる。若しくは、民間等が実施しても同等以上の成果が期待できる。 |
| 地域の活性化 | 民間等の事業機会の創出、雇用の創出や市内企業の発展等が期待できる。 |
| 協働の推進 | 市民、産業、大学及び行政等の連携、協働の推進が期待できる。 |

(2) 評価の区分

| 区 分 | | 内 容 |
|-------|----------|---|
| 見直し | P F I | 民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、施設 の設計、工事、管理・運営を民間に委ねる手法 |
| | 指定管理者制度 | 公の施設の管理に関する権限を委任して、維持管 理・運営を民間に委ねる手法 |
| | 民間委託 | 事務や業務に必要な監督権限を有したまま、市の指 示より民間に委ねる手法 |
| | 民間委託（包括） | 同種の業務や一連の業務を一括で契約する手法。 また、実施時期や方法についても民間に委ねる手法 |
| | 労働者派遣 | 市の指揮命令により、民間等の労働者を市の業務に 従事させる手法 |
| | その他 | 規制緩和や市民協働、財産貸付などの民間が主体と なり実施する手法 |
| 現状を継続 | | 現行の事業実施手法により、事業を継続 |

「見直し」には、事業の一部の委託化など、部分的に民間手法を取り入れる。

「現状を継続」には、現行の事業実施手法を継続しつつ、正規職員を非常勤職員に変更すること発注方法の変更（他の事業の同じ業務と一緒に委託）なども含む。